

吸収分割公告

2018年2月13日

債権者各位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
代表取締役社長 中村裕明

当社（乙）は、吸収分割により東京製綱インターナショナル株式会社（甲、東京都中央区日本橋三丁目6番2号）に対して、乙のCFCC事業並びに海外エンジニアリング事業に属する権利義務を承継させることにいたしましたので、下記のとおり公告します。

効力発生日は2018年4月1日であり、乙は会社法第784条第2項、甲は会社法第796条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

記

1. 本会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
2. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - （甲）確定した最終事業年度はありません。
 - （乙）金融商品取引法に基づき有価証券報告書を提出済

以上